

国民年金で免除された 保険料の追納

照会先
美濃加茂年金事務所
☎ 0574-8181
国保年金課 年金係
☎ 236724 ☎ 236725

国民年金で保険料を免除された期間、老齢・障害・遺族の各基礎年金では、年金を受けるための資格について、保険料を全額納めたときと同じ資格を得ることができません。

ただし、老齢基礎年金の年金額では、保険料を全額納めたときと比べて、

- ・ 全額免除期間は2分の1
- ・ 4分の3免除期間は8分の5
- ・ 半額免除期間は4分の3
- ・ 4分の1免除期間は8分の7

で計算されます(注)。また、学生納付特例と若年者納付猶予によって全額免除された期間は、老齢基礎年金の年金額には反映されないカラ期間になってしまいます。

そこで、これらの免除期間について、後でゆとりができたときに、10年以内であれば保険料を追納して満額の老齢基礎年金に近づけることができます。追納できる期間の順序は先に免除さ

れた期間からとなっていますが、学生納付特例と若年者納付猶予の期間を先に追納することも選択できます。

平成21年度までに免除された保険料で、今年度に追納すべき額は別表のとおりです(平成19年度以前の追納額には一定の加算があります)。

なお、保険料の追納には納付書が必要ですので、納付書の発行は申し込みが必要ですので、住所地を管轄する年金事務所までお問い合わせください。

(注)
平成21年3月以前に免除された期間については、

- ・ 全額免除で3分の1
 - ・ 4分の3免除で2分の1
 - ・ 半額免除で3分の2
 - ・ 4分の1免除で6分の5
- で計算されます。

別表 平成22年度に追納する場合の追納額(月額)

追納期間	全額免除				4分の3免除(4分の1納付済み)			
	追納額(A+C)	A 当時の保険料	B 加算率(注)	C 加算額(A×B) 10円未満四捨五入	追納額(A+C)	A 当時の保険料-納付済額	B 加算率(注)	C 加算額(A×B) 10円未満四捨五入
平成12年4月～13年3月分	15,770円	13,300円	18.6%	2,470円				
平成13年4月～14年3月分	15,180円	13,300円	14.1%	1,880円				
平成14年4月～15年3月分	14,590円	13,300円	9.7%	1,290円				
平成15年4月～16年3月分	14,360円	13,300円	8.0%	1,060円				
平成16年4月～17年3月分	14,180円	13,300円	6.6%	880円				
平成17年4月～18年3月分	14,220円	13,580円	4.7%	640円				
平成18年4月～19年3月分	14,260円	13,860円	2.9%	400円	10,690円	10,390円	2.9%	300円
平成19年4月～20年3月分	14,300円	14,100円	1.4%	200円	10,720円	10,570円	1.4%	150円
平成20年4月～21年3月分	14,410円	14,410円		0円	10,810円	10,810円		0円
平成21年4月～22年3月分	14,660円	14,660円		0円	10,990円	10,990円		0円

追納期間	半額免除				4分の1免除(4分の3納付済み)			
	追納額(A+C)	A 当時の保険料-納付済額	B 加算率(注)	C 加算額(A×B) 10円未満四捨五入	追納額(A+C)	A 当時の保険料-納付済額	B 加算率(注)	C 加算額(A×B) 10円未満四捨五入
平成12年4月～13年3月分								
平成13年4月～14年3月分								
平成14年4月～15年3月分	7,300円	6,650円	9.7%	650円				
平成15年4月～16年3月分	7,180円	6,650円	8.0%	530円				
平成16年4月～17年3月分	7,090円	6,650円	6.6%	440円				
平成17年4月～18年3月分	7,110円	6,790円	4.7%	320円				
平成18年4月～19年3月分	7,130円	6,930円	2.9%	200円	3,560円	3,460円	2.9%	100円
平成19年4月～20年3月分	7,150円	7,050円	1.4%	100円	3,570円	3,520円	1.4%	50円
平成20年4月～21年3月分	7,200円	7,200円		0円	3,600円	3,600円		0円
平成21年4月～22年3月分	7,330円	7,330円		0円	3,670円	3,670円		0円

(注) 加算率は10年国債の表面利率をもとに計算されています。